

令和2年第9回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

## 令和2年第9回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和2年9月24日（木）午後3時  
おいらせ町役場分庁舎402会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名  
署名委員  
署名委員
- 3 会期の決定 令和2年9月24日（木） 日間
- 4 教育長報告
- 5 各課報告  
①学務課  
②社会教育・体育課
- 6 付議案件  
議案第1号 おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則の制定について  
議案第2号 おいらせ町学校の指定変更に関する規程の制定について  
議案第3号 おいらせ町立学校修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱の制定について  
議案第4号 病気休暇等に伴う代替の非常勤職員の任命について
- 7 協議事項
- 8 報告案件  
報告第1号 令和2年第3回おいらせ町議会定例会報告について  
報告第2号 令和2年度I期分児童生徒指導状況報告について  
(おいらせ町の生徒指導上の実態)
- 9 その他 ①いじめ防止標語の募集及び審査について

## 〔報告事項〕

日	曜日	行 事 名
1	火	庁議
2	水	
3	木	議会 県立高校教育改革推進計画地区意見交換会
4	金	答弁書ヒアリング
5	土	将棋教室
6	日	
7	月	教委打合せ 議会
8	火	議会
9	水	下田中校長来庁対応 議会
10	木	議会 課長会議 給食センター打合せ
11	金	教委コロナ打合せ 職員採用面接
12	土	将棋教室
13	日	中体連新人大会
14	月	教委打合せ 行政評価委員会
15	火	行政評価委員会 八幡宮神事
16	水	政策会議
17	木	教委コロナ打合せ 行政評価委員会 教頭会
18	金	家庭の日標語審査会 木ノ下中運動会
19	土	スポーツチャンバラ大会
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	教委打合せ
24	木	教育委員会定例会
25	金	木ノ下小運動会
26	土	
27	日	下田まつり神事
28	月	教委打合せ 実施計画ヒアリング(学務課)
29	火	校長会 実施計画ヒアリング(社会教育・体育課)
30	水	

## 〔その他の報告〕

- ・
- ・

※上記に記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。

## 9月・10月行事予定及び報告事項

### < 9 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
17日	木	教頭会	みなくる館
24日	木	教育委員会定例会	分庁舎
29日	火	校長会	百石小学校

### < 10 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
15日	木	教頭会	みなくる館
19日	月	就学時健診（百石・甲洋小学区）	町民交流センター
22日	木	教育委員会定例会	分庁舎
23日	金	就学時健診（木ノ下小学区・第1回）	町民交流センター
28日	水	校長会	みなくる館
28日	水	就学時健診（木ノ下小学区・第2回）	町民交流センター

## 9月・10月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

9 月	行 事 名	場 所
4日（金）	青少年育成町民会議 三役会	分庁舎
17日（木）	放課後子どもプラン実務者研修会	みなくる館
18日（金）	「家庭の日標語」審査会	分庁舎

10 月	行 事 名	場 所
9日（金）	上十三地域女性育成研修会	みなくる館
21日（水）	学びカレッジ専門講座「洋菓子作り講座」	いきいき館

その他の事項(事務連絡等)


## 9月・10月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

9 月	行 事 名	場 所
24 日 (木)	ニュースポーツ体験(百小のびのび教室)	みなくる館
30 日 (水)	プール納め	町民プール

10 月	行 事 名	場 所

その他の事項(事務連絡等)


議案第 1 号

おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則の制定について

おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則を別紙のとおり定める。

令和2年9月24日 提出

おいらせ町教育委員会  
教育長 松 林 義 一

提案理由

学校教育法施行令及び学校教育法施行規則に基づき、就学すべきおいらせ町立小学校及び中学校の指定に関し、必要な事項を定めるため提案するものである。

## おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則

おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）に基づき、就学すべきおいらせ町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第2条 小中学校の通学区域は、別表のとおりとする。

（就学すべき学校の指定）

第3条 教育長は、おいらせ町に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（以下「児童等」という。）が就学すべき小中学校について、当該児童等の住所の属する通学区域により指定する。ただし、施行令第8条に基づき、相当と認められる理由があるときは、他の学区の学校とすることができるものとする。

（指定校の変更）

第4条 前条ただし書の規定により就学しようとする者の保護者は、あらかじめ学区外就学許可申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、教育長に提出して許可を受けなければならない。

2 教育長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに学校指定変更の可否を決定し、許可する場合は、学区外就学許可通知書（様式第2号、第3号）により保護者及び当該小中学校長に通知しなければならない。また、不許可の場合は、学区外就学不許可通知書（様式第4号）により保護者に通知しなければならない。

3 前項の規定により許可を受けた者が、許可の期限が切れ、又は許可の理由が消滅し、若しくは許可の条件に反したときは、教育長は、その者の保護者及び在籍学校長に対し、学区外就学許可取消通知書（様式第5号、第6号）により、別表に基づく学校へ就学するよう通知するものとする。

（区域外就学）

第5条 おいらせ町以外に住所を有する児童等の保護者が、当該児童等を町内の小中学校に就学させようとするときは、区域外就学申請書（様式第7号）に必要書類を添えて、教育長に申請し承諾を得なければならない。

2 前項の承諾を与えようとする場合は、あらかじめ児童等の住所の有する市町村の教育委員会に協議しなければならない。

3 前項の規定により承諾した場合は、区域外就学許可通知書（様式第8号、第9号）により、当該申請者及び就学することとなる学校長へ通知するものとする。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）



- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前のおいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則の規定によりなされた行為は、この規則の相当規定によりなされた行為とみなす。

別表（第2条関係）

学校名		通学区域
百石中学校	百石小学校	上明堂、下明堂、新助川原、苗平谷地、後田、牛込平、下屋敷、東前川原、上前田、下前田、千刈田、堤田、東下谷地、沼端、東後谷地、風嵐、堀ノ内、新田、東下川原、洋光台、松原、苗振谷地、黒坂谷地の一部、獺野、土取、向坂
	甲洋小学校	深沢平、内山平、向平、一川目、深沢、二川目
下田中学校	木内々小学校	立蛇、中下田、上川原の一部、西前川原、馳下り、間木、木崎、染屋、彦七川原、川端、秋堂、向川原、中野平、高田、中平下長根山、三本木、境田、下境、西下谷地、犬毛谷地、沼小屋、菜飯、向山東の一部、向山南、西後谷地の一部、小前谷地、黒坂谷地の一部、山崎の一部
	下田小学校	西下川原、明土、丈ノ端、萱ノ前、南下田、上谷地、赤田前、館越、上水下、三九郎、阿光坊、神明前、新敷、洗平、瓢、西後谷地の一部、中谷地、向山の一部、上川原の一部
木ノ下中学校	木ノ下小学校	浜道、北下田、鶴久保、鶴久保山、上久保、木ノ下東、木ノ下西、木ノ下南、豊原、豊、古間木山、緑ヶ丘、若葉、青葉、住吉、外小橋、向山の一部、豊栄、向山東の一部、山崎の一部

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

保護者氏名： \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号： \_\_\_\_\_

学区外就学許可申請書

標記の件について、おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり学区外就学を許可して下さるようお願いいたします。

なお、通学途上の安全確保については保護者が責任を持つことを確約します。

また、申請期間が満了した場合、申請理由が消滅した場合及び申請書の内容に虚偽があった場合は、本来就学すべき学校に転学します。その際、転学にあたり、指定された学用品(制服、体操着、鞆等)については、保護者が用意します。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年	第 学年
ふりがな 保護者氏名		続柄	
現住所	おいらせ町		
指定学校名	おいらせ町立	小・中学校(本来の学校)	
在籍学校名	おいらせ町立	小・中学校(現在の学校)	
申請学校名	おいらせ町立	小・中学校(通学希望校)	
申請期間	年 月 日～ 年 月 日 (最長年度末まで)		
申請理由	(具体的に記入)※理由に応じて必要な書類を添付すること		

お教学第 号  
年 月 日

保護者名 様

おいらせ町教育委員会  
教育長

学区外就学許可通知書

年 月 日付けで申請のありました学区外就学について、おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則第4条第2項に基づき、下記のとおり許可します。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年	学年
住所	おいらせ町		
ふりがな 保護者氏名		続柄	
指定学校名			
変更後の学校名			
就学期間	年 月 日～ 年 月 日		
許可理由			

お教学第 号  
年 月 日

学校長名 様

おいらせ町教育委員会  
教育長

学区外就学許可通知書

標記の件について、学区外就学許可申請書により、学校の指定を下記のとおり変更しますので通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年	学年
住所	おいらせ町		
ふりがな 保護者氏名		続柄	
指定された学校			
変更後の就学校			
就学期間	年 月 日～ 年 月 日		
備考			

様式第4号(第4条関係)

お教学第 号  
年 月 日

保護者名 様

おいらせ町教育委員会  
教育長

学区外就学不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました学区外就学について、おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則第4条第2項に基づき、下記のとおり不許可としますので、指定された学校へ就学されるよう通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年	学年
住所	おいらせ町		
ふりがな 保護者氏名		続柄	
申請学校名			
指定学校名			
不許可理由			

お教学第 号  
年 月 日

保護者名 様

おいらせ町教育委員会  
教育長

学区外就学許可取消通知書

年 月 日付けお教学第 号をもって許可しました学区外就学について、おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり取り消しますので、指定された学校へ就学されるよう通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年	学年
住所	おいらせ町		
ふりがな 保護者氏名		続柄	
許可を取消す 学校名			
許可取消日	年 月 日		
指定学校名			
取消理由			

お教学第 号  
年 月 日

学校長名 様

おいらせ町教育委員会  
教育長

学区外就学許可取消通知書

年 月 日付けお教学第 号をもって許可しました学区外就学について、おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則第4条第3項に基づき、下記のとおり取り消しし、指定された学校へ就学されるよう通知しましたのでお知らせします。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年	学年
住所	おいらせ町		
ふりがな 保護者氏名		続柄	
許可を取消す 学校名			
許可取消日	年 月 日		
指定学校名			
取消理由			



年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

保護者氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号： \_\_\_\_\_

区域外就学申請書

標記の件について、おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則の規定第5条第1項に基づき、下記のとおり区域外就学を承諾して下さるようお願いいたします。

なお、通学途上の安全確保については保護者が責任を持つことを確約します。

また、申請期間が満了した場合、申請理由が消滅した場合及び申請書の内容に虚偽があった場合は、本来就学すべき学校に転学します。その際、転学にあたり、指定された学用品（制服、体操着、鞆等）については、保護者が用意します。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年	第 学年
ふりがな 保護者氏名		続柄	
現住所			
指定学校名	立	小・中学校	(本来の学校)
在籍学校名	立	小・中学校	(現在の学校)
申請学校名	おいらせ町立	小・中学校	(通学希望校)
申請期間	年 月 日～	年 月 日	(最長年度末まで)
申請理由	(具体的に記入)※理由に応じて必要な書類を添付すること		

お教学第 号  
年 月 日

保護者名 様

おいらせ町教育委員会  
教育長

区域外就学許可通知書

年 月 日付けで申請のありました区域外就学について、許可が決定しましたので通知いたします。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年	学年
住所			
ふりがな 保護者氏名		続柄	
指定学校名			
変更後の学校名			
就学期間	年 月 日～ 年 月 日		
許可理由			

お教学第 号  
年 月 日

学校長名 殿

おいらせ町教育委員会  
教育長

区域外就学許可通知書

標記の件について、区域外就学許可申請書により、学校の指定を下記のとおり変更しますので通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	学年	学年
住 所			
ふりがな 保護者氏名		続柄	
指定された学校			
変更後の就学校			
就学期間	年 月 日～ 年 月 日		
備 考			

議案第 2 号

おいらせ町学校の指定変更に関する規程の制定について

おいらせ町学校の指定変更に関する規程を別紙のとおり定める。

令和2年9月24日 提出

おいらせ町教育委員会  
教育長 松 林 義 一

提案理由

学校教育法施行規則及びおいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則に基づき、必要な規定を整備するため提案するものである。

## おいらせ町学校の指定変更に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第3条ただし書の規定に基づき、小学校又は中学校（以下「学校」という。）の指定の変更について、必要な事項を定めるものとする。

(就学校変更許可要件等)

第2条 教育長が就学指定校の変更を許可する場合には、別表第1、2に定める許可基準において行うものとする。

(その他)

第3条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学区外就学許可基準

番号	事由	適用学年	期間	添付書類等	
1	転居	最終学年で転居した場合	小学校第6学年及び中学校第3学年	卒業まで	
2		学期・学年途中で転居した場合	上記1以外の学年	学期・学年末まで	
3		住宅の改築等により、一時的に他の学区に転居した場合	全学年	従前の住居地に転居するまで	・建築確認申請書の写し ・請負契約書の写し
4		住宅新築等に伴い、転居することが確実なため、転居先（新住所）の指定学校へ転居前から通学する場合	全学年	実際に転居する日まで	・売買契約書の写し ・賃貸借契約書の写し等
5	地理的理由	通学距離等から安全性を考慮し、必要と認められる場合	全学年	卒業まで	
6	家庭環境	両親共働き又は一人親家庭等で放課後の預け先学区へ通学する場合	全学年	卒業まで	・就労証明書 ・教育委員会が指定する書類
7		保護者の疾病及び反社会的行為等の家庭事情により、住民票の異動が困難であるが、実際に居住している学区の学校へ通学を希望する場合	全学年	指定期日まで	・医師の診断書 ・各種公的機関からの証明書等
8		兄弟姉妹等がいずれかの事由により許可を受けている場合	全学年	指定期日まで	
9	身体的理由	身体的な理由（病弱・障害等）により指定校への通学に支障がある場合	全学年	指定期日まで	・医師の診断書等
10	教育的配慮	いじめ等により、児童生徒及び保護者への精神的かつ身体的負担から、義務教育に支障をきたすと認められる場合	全学年	指定期日まで	・学校長の意見書等
11	部活動	指定校に希望する部活がない場合	全学年	卒業まで	・入部希望届等
12	その他	上記1～11以外の事由により、教育委員会において特に必要と認められる場合	全学年	指定期日まで	

別表第2 (第2条関係)

区域外就学許可基準

番号	事由	適用学年	期間	添付書類等
1	最終学年で転居した場合	小学校第6学年及び中学校第3学年	卒業まで	・住民票謄本
2	学期・学年途中で転居した場合	上記1以外の学年	学期・学年末まで	・住民票謄本
3	住宅の新築等に伴い、転学すること事が確実なため、転居先(新住所)の指定学校へ転居前から通学する場合	全学年	実際に転居する日まで	・住民票謄本 ・建築確認申請書の写し ・請負契約書の写し ・売買契約書の写し ・賃貸借契約書の写し等
4	両親共働き又は一人親家庭等で放課後の預け先区域へ通学する場合	全学年	卒業まで	・住民票謄本 ・就労証明書 ・教育委員会が指定する書類
5	各種災害又は離婚等による家庭環境上の事情から特に必要と認められる場合	全学年	指定期日まで	・住民票謄本 ・罹災証明書又は被災証明書
6	兄弟姉妹等がいずれかの事由により許可を受けている場合	全学年	指定期日まで	住民票謄本
7	身体的理由(病弱・障害等)により指定校への通学に支障がある場合	全学年	指定期日まで	・住民票謄本 ・医師の診断書等
8	いじめや非行等により、指定学校への通学が困難な場合	全学年	指定期日まで	・住民票謄本 ・学校長の意見書等
9	指定校に希望する部活がない場合	全学年	卒業まで	・住民票謄本 ・入部希望届等
10	上記1～9以外の事由により、教育委員会において特に必要と認められる場合	全学年	指定期日まで	・住民票謄本 ・教育委員会が求める書類等

## おいらせ町立学校修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、おいらせ町立小学校及び中学校（以下「町立学校」という。）が令和2年度に実施計画していた修学旅行及び次年度へ実施を延期した修学旅行を、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止したことにより生じた、保護者が負担するキャンセル料を補助することで、保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において修学旅行とは、おいらせ町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成19年おいらせ町教育委員会規則第5号。以下「管理運営規則」という。）第7条の修学旅行をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町立学校長の決定により中止された修学旅行について参加の申込みをし、参加料の支払いを済ませていた当該町立学校に所属する児童生徒の保護者
- (2) 修学旅行初日にかけて、新型コロナウイルス感染症に伴う理由で、町立学校長から出席停止を命じられた児童生徒の保護者
- (3) その他おいらせ町長（以下「町長」という。）が特に補助することが適当と認めた町立学校へ通う児童生徒の保護者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対策として修学旅行が中止されたことにより生じた経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 修学旅行の中止に伴うキャンセル料
- (2) その他町長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額で、小学校は一人2万5千円、中学校は一人5万円を限度とする。

### (交付申請等の委任)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金の交付申請に関する権限及び請求に関する権限を、補助対象者に係る児童生徒が所属する町立学校長（以下「補助金受任者」という。）に委任するものとする。

2 前項の規定による委任は、修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付申請等に係る委任状（様式第1号。以下「委任状」という。）を補助金受任者に提出することにより行うものとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助金受任者は、前条第2項の規定による委任状の提出を受けたときは、修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に補助金の交付申請をしなければ



ばならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書その他支出を証すべき書面
- (2) 修学旅行に係る管理運営規則第6条に規定する校外行事届の写し
- (3) 町立学校における補助対象者の名簿
- (4) 委任状
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された申請書類を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)をもって、当該決定に係る補助金受任者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助金受任者が補助金の交付を受けようとするときは、修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を補助金受任者へ交付するものとする。

3 補助金受任者は、前項の規定による補助金が交付されたときは、速やかに補助対象者全員に補助金を渡すものとし、受領書等補助対象者が受領したことを証する書類を作成しなければならない。

(補助完了報告)

第10条 前条の規定により補助対象者全員に補助金を渡すことが完了したときは、修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金の補助完了報告(様式第5号)に次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に補助完了報告をしなければならない。

- (1) 前条第3項の規定により補助対象者全員が受領したことを証する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金受任者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部または一部の返還を命じることができる。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規程に違反したとき

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月24日から施行し、令和2年9月8日から適用する。

修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付申請等に係る委任状

おいらせ町長 様

委任者（補助対象者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

おいらせ町立学校修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱第6条第1項の規定により、おいらせ町立\_\_\_\_\_学校長を代理人と定め、おいらせ町立学校の修学旅行の中止に伴うキャンセル料補助金の交付申請に関する権限及び請求に関する権限を委任します。

対象児童生徒

氏 名	
在 籍 校	

年 月 日

おいらせ町長 様

補助金受任者

住 所 \_\_\_\_\_

学 校 名 \_\_\_\_\_

学校長名 \_\_\_\_\_ 印

修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付申請書

おいらせ町立学校修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金の交付を受けたいので、おいらせ町立学校修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱第7条の規定に基づき、申請書および下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 関係書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書その他支出を証すべき書面
- (2) 修学旅行に係る管理運営規定第6条に規定する校外行事届の写し
- (3) 町立学校における補助対象者の名簿
- (4) 委任状
- (5) その他町長が必要と認めた書類

第 号  
年 月 日

様

おいらせ町長

印

修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあったおいらせ町立学校修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金について、おいらせ町立学校修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したため通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の確定額は、次のとおりとする。

交付確定額
円

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

おいらせ町長 様

補助金受任者

住 所 \_\_\_\_\_

学 校 名 \_\_\_\_\_

学校長名 \_\_\_\_\_

印

修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付請求書

年 月 日付け、第 号で交付決定及び額の確定通知があった、おいらせ町立学校修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金について下記のとおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先	金融機関名			
	支店名			
	種 別		口座番号	
	フリガナ 名 義 人			

年 月 日

おいらせ町長 様

補助金受任者

住 所 \_\_\_\_\_

学 校 名 \_\_\_\_\_

学校長名 \_\_\_\_\_

印

修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金の補助完了報告

年 月 日に交付いただいた、おいらせ町立学校修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金について、補助対象者全員に補助金を渡すことが完了しましたので、おいらせ町立学校修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 関係書類

- (1) 補助対象者全員が受領したことを証する書類
- (2) その他町長が必要と認めた書類

## 議案第 4 号

### 病気休暇等に伴う代替の非常勤職員の任命について

病気休暇等の期間における授業等の欠員補充として県から派遣される職員について、おいらせ町教育委員会として次のとおり任命する。

発令事項	発令年月日	発令期間	氏名
おいらせ町立木ノ下中学校 非常勤職員に採用する	令和2年8月24日	令和2年8月24日から 令和2年9月30日まで	細越 満寿美

令和2年9月24日 提出

おいらせ町教育委員会  
教育長 松林 義一

#### 提案理由

青森県教育委員会とおいらせ町教育委員会との間において締結している協定書により、青森県教育委員会が派遣した非常勤職員を町教育委員会が非常勤職員として任命することになっていることから提案するものである。

## 報告第 1 号

### 令和2年第3回おいらせ町議会定例会報告について

先に行われた、令和2年第3回おいらせ町議会定例会の概要（教育委員会関係）について報告する。

#### 1. 会 期

令和2年9月3日（木）～10日（木） 8日間（9月4日～6日休会）

#### 2. 一般質問事項（新型コロナウイルス感染症を「新型コロナ」と表記しています。）

##### ●学務課

- ①新型コロナでの休校による児童生徒の学習の実態
- ②新型コロナでの休校による学習の遅れへの対応
- ③再度の緊急事態への備えとしてのオンライン授業の町の導入状況
- ④中学3年生、小学6年生の全国学力テストの結果
- ⑤小中学生のスマートフォン、タブレットの所有実態と指導体制

##### ●社会教育・体育課

- ①新型コロナの影響による、児童生徒のスポーツ離れやレベル低下への懸念と改善策
- ②今年度の成人式の実施の有無と昨年度の出席者数

#### 3. 提出議案（予算関係を除く） 教育委員会事務局からの提案はなし

#### 4. 補正予算（主なもの）

##### ●学務課関係

(1) 歳入 [補正総額 76,694千円]

区 分	金額(千円)	説 明
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	11,420	情報端末機器充電保管庫整備に伴う国補助金
公立学校情報機器整備費補助金	63,540	情報端末機器整備に伴う国補助金
学校保健特別対策事業費補助金	1,734	新型コロナ対策に係る物品等購入に伴う国補助金

(2) 歳出 [補正総額 203,618千円]

区 分	金額(千円)	説 明(主なもの)
修繕料	760	・木内々小学校配膳室漏水補修 109 ・木ノ下中学校火災報知設備等修繕 99



		・木ノ下中学校講堂照明ランプ取替 248 ・木ノ下中学校黒板修繕工事 105 他
工事請負費	672	・百石小学校防砂ネット設置工事（東側部分） 607 ・木ノ下中学校 LAN 配線工事 65
委託料、庁用器具費 （GIGA スクール関連分）	180,490	・充電保管庫設置 91 台（各クラス分） 25,686 ・端末購入 2,200 台（全児童＋学担等）154,804
負担金、補助及び交付金	16,475	・小中学校修学旅行キャンセル料等補助金

●社会教育・体育課関係（主なもの）

(1) 歳入 補正なし

(2) 歳出 【補正総額 10,000千円】

区 分	金額(千円)	説 明
生涯学習のまちづくり推進事業（臨時）庁用器具費	1,562	・養生シートと巻き上げ機等の購入 ※避難所開設時等、会場を土足で使用できるようにするため 【新型コロナ対策】
生涯学習のまちづくり推進事業（臨時）補助金	△540	・生涯学習フェスティバル中止による補助金事業費の減額
図書館運営事業（臨時） 図書購入費	8,000	・電子図書館用図書購入事業 6,000 ※読書環境の充実と感染予防対策のため 【新型コロナ対策】 ・子どもの読書推進事業 2,000 ※団体貸出等を行い、児童の読書環境整備を図るため 【新型コロナ対策】
大山将棋記念館運営事業（経常）補助金	△1,705	・将棋まちづくり実行委員会補助金 【新型コロナにより事業中止のため減額】
町文化財保存継承事業（臨時）補助金	2,476	・町郷土芸能保存会補助金（子ども用鶏舞衣装購入費用を助成） 【町村の魅力発信事業助成金充当】 2,000
保健体育総務事業（経常）補助金	△4,739	・県民駅伝競走大会実行委員会補助金△1,004 ・町体育協会補助金 △250 ・県民体育大会出場補助金 △1,280 ・北奥羽総合体育大会出場補助金 △205 ・いちょうマラソン大会補助金 △1,800 ・町民駅伝大会実行委員会補助金 △200 【新型コロナにより事業中止のため減額】

5. その他質問（答弁）事項等

\*両課長口頭説明

報告第 2 号

令和2年度 I 期分児童生徒指導状況報告について  
(おいらせ町の生徒指導上の実態)

令和2年度 I 期分児童生徒指導状況を取りまとめたので報告する。

(別添資料を参照)

□その他

①いじめ防止標語の募集及び審査について

(別添資料を参照)